

親しんで△△ 街の法律相談窓口

(95)

成年後見制度について、～その2～

さて、「成年後見制度」の利用状況ですが、平成18年度の司法統計によりますと、「後見開始の審判及びその取消し」の事件数は29,221件、「保佐開始の審判・取消しなど」の事件数は4,866件、「補助開始の審判・取消しなど」の事件数は2,539件でした。この中でも、特に「後見開始の審判」事件は、増加傾向にあるようです。

しかし、そもそも、「成年後見制度」は、介護保険制度と

共に設けられました(この2制度は、日本が今後迎える高度高齢化社会にとって、両輪をなす制度であるとも言われたりもしましたが、)が、介護保険制度ほど認知されていないのが現状です。

そうなってしまった原因は何なのでしょうか?仮に「成年後見制度」を利用したいと考えていても、その手続きの方法が、家庭裁判所を介して行うことになるので、本人が「何となく取っ付きにくい」ように感じるのかもしれませんし、また制度を利用する費用(申立費用やその他、成年後見人等の報酬)がよく分からぬので、そのままになってしまう場合もあるでしょう。更に、介護の現場で、本人(介護保険制度の場合は、「利用者」と言います。)と接する機会の多いケアマネージャーや主治医の先生方と、「成年後見」を行う司法書士(残念ながら、現段階では、全ての司法書士が「成年後見」を業務として行っているわけではありません。)とが、常に緊密に連携を図って、本人の利益のために活動ができる状況にないのも、その原因の1つかもしれません。

ただ、日本の高齢化社会は始まったばかりです。「成年後見制度」を利用したいと考えている潜在的利用希望者は、今後増加の一途を辿ることになると思われます。制度が存在し、利用を希望する方がおり、更に利用できる環境及び必要性があるのにもかかわらず、制度を利用できない方々が多数おられるようになるとしたら、これほど「成年後見制度」にとって不本意なことはありませんし、また日本の社会としても、これほど悲しむべきことはありません。

また、日本国憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉の反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されています。「成年後見制度」が、このような趣旨をも含んで設けられたと考えれば、

加齢と共に判断能力が減退する現象が生じたが故に、これまで自由に行使できた財産上の権利が、前述のような諸般事情により間接的にでも制限されるようなことがあってはならないと思います。

兵庫県司法書士会相談窓口 ☎078・341・2755



司法書士
岡田 茂

親しんで△△ 街の法律相談窓口

(94)

成年後見制度について、～その1～

みなさま、こんにちは。今回から暫く、「成年後見制度」についてお話させて頂きたいと思います。そもそも成年後見制度とは、「どのような制度なのか?」と申し上げますと、一般的に言われております「成年後見制度」は、厳密には、成年後見・保佐・補助の3種類をまとめた「総称」として、言葉や文字にされているように思います。さて、これらの違いですが、本人(つまり、この制度の利用者本人のことです。)の「事理を弁識する能力」(物事の道筋や、事柄とその道理をわきまえ識ることができる能力)が精神上の障害により、成年後見の場合では、「欠く常況」にあり、保佐の場合では、「著しく不十分」であり、また補助の場合では、「不十分」であるかです。つまり、簡単に言ってしまいますが、「本人の意思能力喪失の程度の差による違い」と言うこともできそうです。

さて、この制度を利用するためには、先ずは、この制度を利用しようと考えている本人、配偶者(妻又は夫)、又は4親等内の親族など(ちなみに、請求権者は法定されています。)が、家庭裁判所に対し、「後見開始の申立」、「保佐開始の申立」、「補助開始の申立」を行なう必要があります。

また、申立ては書面で行ないますので、申立ての他に附属書類として、財産目録や収支目録などを併せて、預貯金通帳、定期預貯金証書、株券、生命保険証書などのコピー、土地や建物を所有している場合は、不動産全部事項証明書など及び、月々の収入が分かる資料(社会保険料から郵送される年金振込通知書など)や月々の支出が分かる資料(水道光熱費電話代など公共料金の領収書や、病院に通院している場合は、病院からの領収書、その他、賃貸マンションに入居している場合は、賃貸借契約書、施設入所している場合は、施設からの領収書等々)が必要になります。

つまり、本人について、前述のような「事理を弁識する能力」であるため、本人自身では、おおよそ適正に財産管理を行うことにつき、支障を來す可能性が高いため、財産管理については、家庭裁判所の審判により確定した「成年後見人」、「保佐人」又は「補助人」を、その本人のために付することにより、成年後見人や保佐人又は補助人を介し、成年後見の場合は、本人(なお、正式には、「被成年後見人」と言います。)に代わって、また保佐や補助の場合は、財産に関する一定の法律行為について、本人(なお、正式には、「被保佐人」や「被補助人」と言います。)に対して、同意を与えることにより、本人の財産を適正に管理するとともに、本人と取引を行う相手方の(難しい言葉ですが)「法的安定性を確保」するためにも設けられた制度です。

兵庫県司法書士会相談窓口 ☎078・341・2755



司法書士
岡田 茂